

福長介第3023号

令和5年9月14日

市内高齢者施設 管理者 様

さいたま市福祉局

長寿応援部介護保険課長

(公 印 省 略)

送迎車両の安全面の配慮への徹底について(通知)

本市の福祉行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

すでに報道等にありましたとおり、利用者を安全に送迎すべき送迎業務において痛ましい事故が発生しました。

各施設におかれましては、日々、利用者様の安全な送迎にご配慮頂いていることと思いますが、今一度、十分な安全配慮がなされているかご確認くださいますようお願いいたします。

(例) 送迎車が停車するまで、利用者は車から離れた安全な場所で待機頂き、車が停車したのを確認してから利用者の乗車を始める。

特に複数台で送迎を行う場合は、全ての車が停止し、安全が確保されたことを確認してから乗車を始める。

【担当】 福祉局長寿応援部介護保険課

電 話 048-829-1265 (直通)

ファックス 048-829-1981

メール kaigo-hoken@city.saitama.lg.jp